

DPA T（災害派遣精神医療チーム）体制の整備について

1 経緯

平成 25 年 4 月 国が災害派遣精神医療チーム（DPA T）活動要領を制定

平成 26 年 1 月 国が同要領を改定、DPA T活動マニュアル作成

2 「こころのケアチーム」と「DPA T（災害派遣精神医療チーム）」の違いについて

- こころのケアチーム・・・災害時のこころのケア活動（被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応、精神障害者への診察や応急対応、支援者のメンタルヘルスへの支援等）を実施
- DPA T・・・被災によって失われた精神科病院機能への支援及び災害時のこころのケア活動を実施

3 本県のDPA T体制（案）について

○ DPA Tの組織について

- ・先遣隊（発災から遅くとも 7 2 時間以内に活動できる班）
 - 城山病院チームとして災害時こころの情報支援センターへ登録（H26.5 登録）
 - 編成：精神科医師（城山）、看護師（城山）、相談員（センター）、事務（こころ）
- ・先遣隊以外のDPA T
 - 愛知県精神科病院協会、東尾張病院、大学病院、城山病院等においてチームを編成（協定を締結予定）

○ DPA T県調整本部について

- ・「愛知県災害対策本部」の下に設置する「愛知県災害医療調整本部」の指揮下に置く。
- ・DPA T統括者（精神科医師）：愛知県精神保健福祉センター 保健管理監（災害医療調整本部の災害医療コーディネーターと DPA T 統括者が連携）
- ・事務局：こころの健康推進室、精神保健福祉センター
- ・活動内容：
 - ①DPA Tの指揮・調整及びロジスティクス
 - ②県災害対策本部、県災害医療調整本部、DMA T県調整本部との連絡・調整
 - ③精神保健医療に関する被災情報（精神科医療機関の被災状況等）の収集
 - ④国（厚生労働省及び災害時こころの情報支援センター）との情報共有の統括

※別紙 1, 2 参照

○ 保健所の業務について

- ・「災害時こころのケア活動の手引き（平成 2 5 年 3 月策定）」を改訂し、保健所の役割を以下のとおり位置付ける。

【現状】

・こころのケアチームの派遣ニーズの把握、配置調整は各保健所健康支援課こころの健康推進グループが実施



【DPA T体制整備後】

・DPA T派遣ニーズの把握、配置調整は各保健所健康支援課こころの健康推進グループが実施

<参考> 名古屋市のDPA T体制（案）について

- ・県外で発災時は、愛知県チームとして参加の方向で検討中。
- ・名古屋市内が被災した場合は、市単独チームを構成。
- ・病院の被災状況、DPA T のニーズ集約等については検討中。

4 スケジュール（予定）

平成 26 年	8 月	5 日	愛精協・精神科医会 合同救急委員会において報告
		8 月 21 日	精神科救急医療システム協議会において報告
	9 月	4 日	地方精神保健福祉審議会において報告
	10 月		DPA T活動要領(案)の策定（「災害時心のケア活動の手引き」の改訂）
平成 27 年	1 月頃		DPA T派遣医療機関等と協定書等の締結（業務内容、負傷に対する補償等について規定）
	3 月		第 2 回地方精神保健福祉審議会において報告
	6 月		愛知県地域防災計画に位置付け（愛知県防災会議）